

5月定例教育委員会

- 1 日 時 平成27年5月15日(金)
午後3時開会 午後4時00分 閉会
- 2 場 所 津島市役所2階 会議室
- 3 出席委員 小 出 英 一 委員長
猪 飼 充 利 委員長職務代理者
川 村 かおり 委員
奥 村 貴 子 委員
武 藤 育 雄 教育長
- 4 説明のため 長谷川 秀 敏 事務局長
出席した職員 鈴 木 伸 一 学校教育課長
落 合 利 晃 社会教育課長
石 村 眞一郎 指導主事
- 5 書 記 木 谷 時 久 統括主任
- 6 議事録署名者 猪 飼 充 利 委員
奥 村 貴 子 委員

主な発言の要旨

委員 長

ただいまから、5月定例教育委員会を開催します。
本日の署名委員は、猪飼充利委員と奥村貴子委員にお願いします。
今定例教育委員会に傍聴の申し出がありましたので、津島市教育委員会会議規則第18条の規定により、これを許可しますのでご報告いたします。なお、本日の協議事項のうち、協議事項の2 区域外就学許可願、協議事項3 児童生徒就学許可願については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項により非公開とすることを提案させていただきますが、ご意見等ございますか。

他 委 員

異議なし

委員 長

それでは賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

他 委 員

(全員挙手)

委員 長

挙手全員であります。よって協議事項の2、3につきましては非公開とさせていただきます。その他などで内容によって非公開と思われるものは、その都度提案させていただきます。

はじめに、**報告事項1 4月定例教育委員会会議録について**ご報告をお願いします。

学校教育課長

(4月定例教育委員会会議録について説明)

委員 長

報告事項2 その他、何かございますか。

ないようですので、協議事項に入ります。

協議事項1 学校施設使用許可申請について説明をお願いします。

学校教育課長

(学校施設使用許可申請について、資料(一覧表)により説明)
申請は13件で、新規はございません。

委員 長

新規はないとのことですが、いかがでしょうか。

猪飼委員 平成28年2月の申請が1件ありますが、ずいぶん先の事業ですが、年度内なら申請を受け付けるのですか。

事務局長 年度内ですので、申請は受け付け可能です。

委員 長 他に何かございますでしょうか。質疑も無いようですので、この件についてはいかがでしょうか。

委員 長 ご異議もないようですので、学校施設使用許可申請については、了承とさせていただきます。
次に**協議事項2 区域外就学等許可願について**説明をお願いします。

学校教育課長 (区域外就学等許可願について、資料(一覧表)により説明)
申請は、区域外就学等許可願について新規6件です。

委員 長 説明いただきましたが、いかがでしょうか。

川村委員 電車で通学されていますが、このような事例は過去にあったでしょうか。何かあった場合はどうなるのでしょうか。

猪飼委員 何年か前にあったことを覚えています。

事務局長 申請書に、通学途中における一切の責任は保護者が負うことが記載されているとともに、受付するときに保護者に説明して了解を得ております。

猪飼委員 児童養護施設に措置されてから学校に通学するまでの期間が違うのはなぜですか。

事務局長 児童生徒の心身の状況に応じて、通学可能になった時点で、学校に行っていただくようにしています。個人の情報については児童相談所から、学校と児童養護施設に詳しく提供されています。

委員 長 他に何かございますか。質疑も無いようですので、この件についてはいかがでしょうか。

他 委 員 異議なし

委 員 長

ご異議もないようですので、区域外就学等許可願については、了承とさせていただきます。

次に**協議事項3 児童生徒就学許可願について**説明をお願いします。

学校教育課長

(児童生徒就学許可願について、資料(一覧表)により説明)
申請は、新規3件です。

委 員 長

説明いただきましたが、いかがでしょうか。

委員長

短期ビザの児童がいますが、ビザが切れた場合は、どうなるのですか。

事務局長

人道的に受け入れることが、文部科学省から求められていますので、そのまま就学となります。ビザの延長を、保護者に促すとともに、関係機関に連絡するなど適切な対応が必要になります。

委 員 長

他に何かございますか。ご異議もないようですので、了承とさせていただきます。

次に**協議事項4 後援承認申請について**説明をお願いします。

学校教育課長

(後援承認申請について 資料(一覧表)により説明)

申請件数は、学校教育課4件、社会教育課事業7件の合計11件でございます。新規は2番の「つしま九条の会10周年のつどい」です。

社会教育課長

(後援承認申請 新規2番について説明)

武藤教育長

2番の「つしま九条の会10周年のつどい」については、昨年、後援の基準の1つ、「特定の政治目的や特定の政党の利害に関する認められるものは後援しない」という項目に該当するものとして後援を不許可とし、今後、申請が出される都度、協議していくこととしましたがいかがでしょうか。

委 員 長

前々回、配られたパンフレットの中に政治的な意図があり政治的中立性を損なうおそれがあるビラが配られていたと思います。今回の後援申請について、委員の皆さんの意見はいかがでしょうか。

武藤教育長

昨年、7月に9条の会の方と懇談会を開きました。会の皆さんの考えられていることが分かりましたし、私は戦争については、戦争がおこらないような社会にしたいと述べました。平和について考えるよい機会になると思いますので問題はないと思います。

猪飼委員

前は、特定の政治目的や特定の政党の利害に関する認められるものは後援しないという項目に該当するようなビラが、問題であったと思います。今回はこのことが払拭されておりよいのではないのでしょうか。

武藤教育長

今回の講演をされる方はどのような方ですか。わかる範囲で皆さんに示してください。

社会教育課長

経歴、文献を拝見しましたが、講演いただく川口創弁護士は、わかりやすい切り口で、詳しい根拠に基づいて客観的な視点から発言される方と思います。

委 員 長

説明をいただきましたが、他にご意見等いかがでしょうか。質疑も無いようですので、この件についてはいかがでしょうか。

他 委 員

異議なし

委 員 長

ご異議もないようですので、了承とさせていただきます。次に**協議事項の5「共催承認申請」**について説明をお願いします。

学校教育課長

(共催承認申請について 資料(一覧表)により説明)
申請件数は、学校教育課2件でございます。新規はありません。

委 員 長

説明をいただきましたが、ご意見等いかがでしょうか。

(質疑・応答)

委員 長

質疑も尽きたようですので、この件についてはいかがでしょうか。
ご異議もないようですので、了承とさせていただきます。
次に**協議事項6 議案第20号 津島市社会教育委員の委嘱について**
説明をお願いいたします。

社会教育課長

(津島市社会教育委員の委嘱について、資料により説明)

委員 長

説明をいただきましたが、ご意見等いかがでしょうか。
質疑も無いようですので、この件についてはいかがでしょうか。

他 委 員

異議なし

委員 長

ご異議もないようですので、了承とさせていただきます。
次に**協議事項7 議案第21号 津島市学校給食運営委員会委員の委嘱**
について説明をお願いいたします。

学校教育課長

(津島市学校給食運営委員会委員の委嘱について、資料により説明)

委員 長

説明をいただきましたが、ご意見等いかがでしょうか。
質疑も無いようですので、この件についてはいかがでしょうか。

他 委 員

異議なし

委員 長

ご異議もないようですので、了承とさせていただきます。
次に**協議事項8 議案第22号 津島市スポーツ推進審議会委員の任命**
について説明をお願いいたします。

社会教育課長

(津島市スポーツ推進審議会委員の任命について、資料により説明)

委員 長

説明をいただきましたが、ご意見等いかがでしょうか。
質疑も無いようですので、この件についてはいかがでしょうか。

他 委 員

異議なし

委員 長

ご異議もないようですので、了承とさせていただきます。
次に**協議事項9 議案第23号 津島市立図書館協議会委員の任命につ**
いて説明をお願いいたします。

社会教育課長

(津島市立図書館協議会委員の任命について、資料により説明)

委員 長

説明をいただきましたが、ご意見等いかがでしょうか。
質疑も無いようですので、この件についてはいかがでしょうか。

他 委 員

異議なし

委員 長

ご異議もないようですので、了承とさせていただきます。
次に**協議事項10 その他**ですが何かございますか。

学校教育課長

特にございません。

委員 長

続きまして**(3)その他**何かございますか。

委員 長

その他に何かありますか。
なければこれをもって、閉会とします。